

## ひろしんパソコンサービス利用規定

### 1. ひろしんパソコンサービス

- (1) ひろしんパソコンサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有、管理するパソコンによる依頼にもとづき、次の取引・照会およびデータ-伝送を行う場合に利用できるものとします。
  - ①あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫の本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合。
  - ②本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座につき所定の照会を行う場合。
  - ③総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替のデータをデータ伝送により送信する場合。
- (2) パソコンによる依頼は、依頼人が占有・管理するパソコンを使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ①支払指定口座と入金指定口座が同一店舗でかつ同一名義の場合は、「振替」とし取扱います。
  - ②入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

### 2. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定めた番号の電話あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をパソコンにより操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人のパソコン端末に返信します。
- (3) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。）および意思確認コードを入力の上当金庫宛送信してください。
- (4) ご依頼の内容については、当金庫が受信した暗証番号および承認暗証番号と届出の暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を依頼人のパソコン端末に送信いたしますので、ご確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (6) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第6条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。

- (7) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (8) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ①振込または振替時に、振込金額と第6条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
  - ②支払指定口座が解約済のとき。
  - ③依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
  - ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
  - ⑤振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (10) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
- なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

### 3. 依頼内容の変更、組戻し

- (1) 本サービスで受け付けた振込・振替の依頼内容の取消、訂正、組戻しはできません。ただし、当金庫がやむを得ないと認めた場合については、依頼人の支払指定口座のある支店において当金庫所定の手続きを行ったうえで、その手続きを行います。なお、組戻し依頼の受付時には当金庫所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。
- (2) 組戻しにより振込先金融機関から返却された資金は、振込受付時の支払指定口座に入金します。なお、組戻し手数料は、組戻しできなかった場合も返却しません。
- (3) 依頼に基づき当金庫が発信した振込について、振込先金融機関から当金庫に対し振込内容の照会があった場合には、当金庫は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、契約者指定の連絡先へ連絡しても連絡がつかなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

### 4. 照会

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をパソコン端末により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみな

し、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人のパソコン端末に返信します。

- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

## 5. データ伝送サービス

### (1) サービスの定義

①データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

②データ伝送が可能な伝送データの種類の種類は、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

### (2) 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替に係る取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。

### (3) 取扱方法

①総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は、当金庫が協力します。

②データ伝送の取扱時限、伝送データの仕様等については、当金庫が定める方法によります。

③総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額及び当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます）は、当金庫所定の日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。

④振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

⑤以下に該当する場合、振込および振替はできません。

イ. 振込・振替時に、振込金額と当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。

ロ. 支払指定口座が解約済のとき。

ハ. ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

ニ. 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。

ホ. 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。

ヘ. その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

⑥当金庫が受信したセンター確認コード、暗証番号（パスワード）およびファイルアクセスキーが、届出のセンター確認コード、暗証番号（パスワード）およびファイルアクセスキーと一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答および伝送データの受付を行います。

⑦伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、直ちに当金庫に再送を行ってください。

⑧当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行い

ません。

## 6. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 振込取引の組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

## 7. 取引内容の確認

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、お取引後すみやかに普通預金通帳、定期預金通帳、積立定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。  
万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

## 8. 暗証番号等の管理

- (1) パソコン端末および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。
- (2) パソコン端末は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 暗証番号および承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) データ伝送サービスのセンター確認コード、暗証番号（パスワード）およびファイルアクセスキーは、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (5) パソコン端末、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいいます、以下同じ）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

## 9. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に送信された暗証番号ならびに承認暗証番号および支払指定口座の口座番号等と、届出の暗証番号ならびに承認暗証番号および支払指定口座

の口座番号等との一致を確認して取扱いましたうえは、パソコン端末または暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

ただし、パソコン端末、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込の損害である場合、個人の依頼人は第10条の定めに従い補てんを請求できるものとします。

- (4) この取扱いによるデータ伝送の受付の際送信されたセンター確認コード、暗証番号（パスワード）、およびファイルアクセスキーと、届出のセンター確認コード、暗証番号（パスワード）、およびファイルアクセスキーとの一致を確認して取扱いましたうえは、パソコン端末または暗証番号（パスワード）等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (5) 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について、第10条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (6) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. 暗証番号等の盗取等による不正な振込等

- (1) パソコン端末、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。

②当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。

③依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。

- (3) 前二項の定めは、第1項に係る当金庫の通知が、パソコン端末、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。

①不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

イ. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によっ

で行われた場合。

ロ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合。

(5) 当金庫が不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます）について、依頼人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、依頼人が、当該不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、暗証番号等の盗取等により不正な振込み等を行った者その他第三者に対して依頼人が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 1 1. 届出事項の変更

(1) 各種暗証番号、入金・支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しましたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 1 2. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込、振替または照会が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

#### 1 3. 届出印

(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。

(2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、第10条に定める場合を除き、責任を負いません。

#### 1 4. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定、キャッシュカード規定、振込規定、各種カードローン契約規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

#### 1 5. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、

変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 16. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以 上

(2020.04)